

陳情番号	陳情第29号	受理日	平成24年12月4日
件名	大阪市での震災廃棄物受け入れに関する関西住民向けの大阪市主催の説明会の開催要請を求める陳情		
陳情者	住所	西宮市上田中町	
	氏名(団体名)	岡田美弥子	

(陳情趣旨)

大阪市は、東日本大震災で発生した震災廃棄物の受け入れに関して、此花区で4回、夢洲・舞洲内企業向けに1回、大阪市で1回説明会を開催しました。しかし、いずれの回も此花区民や大阪市民限定で、処分場から至近距離の尼崎市民や西宮市民、大阪市内に在住し市内まで通勤している住民は説明会から排除されています。

震災廃棄物は、そもそも遠くまで持ってきて処分すると復興予算の無駄使いとなり、被災地にお金が落ちません。また、廃棄物総量は当初よりも下方修正されており、被災地では、「いのちを守る森の防潮堤案」や「津波記念公園案」、津波で減った土地のかさ上げ等に廃棄物を用いる案が出されており、広域処理しなくてはならないものは残っていません。震災廃棄物にはご遺体も混ざっており、被災者の遺品です。燃やさずにそのまま被災地で利用する方法を考えるのが追悼を表すことになるとも思います。

震災廃棄物は放射能汚染されているだけでなく、アスベスト、六価クロムやヒ素などの有害重金属も付着しています。環境省はバグフィルターで99.9%の放射性物質が取れるとっていますが、メーカーでは保証していません。有害物質が濃縮された焼却灰を、東南海地震で津波がくると予測されている場所に埋立すると想定外のこと起こるかもしれません。大気や土壌、海への汚染の拡散は大阪市だけの問題ではありません。

実際、試験焼却用の廃棄物からは、総繊維数が1.8本/リットル検出されています。(別紙1: <http://www.pref.osaka.jp/shigenjunkan/haikibutukouikishori/tunikaeshiken.html>) 大気汚染防止法の「基準値」は10本以上ですが、大阪府の場合、今年6月に作ったがれきの受け入れ指針で、1リットルあたり1本以上の数値が出れば、きちんと分析する事を定めていました。これは平成22年、環境省などが出した、アスベスのモニタリングマニュアル[http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring\\_manu/rev4\\_full.pdf](http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu/rev4_full.pdf)に準拠したものです。同マニュアルによれば、一般環境のアスベスト濃度は、だいたい0.5本/リットル以下。大阪市でも、受け入れ前の環境では0.45本/リットルでした。ところが、受け入れ直後、数値はその4倍の1.8に。このため専門機関に検査を依頼し、検査結果は12月4日に分かることになっていました。試験焼却を行うのであれば、この検査結果をみて安全性を確認してから行うべきですが、大阪市はそれを待たずに試験焼却を強行しました。

舞洲工場にて11月29日午前9時45分より焼却が始まりました。環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」によると、PM2.5(微小粒子状物質)が大阪市東成区では29日に最高61 $\mu$ g/m<sup>3</sup>という桁外れの数値が計測されました。舞洲工場から西宮市よりも少し遠い芦屋市や神戸市灘区でも

(別紙2: <http://soramame.taiki.go.jp/DataList.php?MstCode=28102040>) のとおり、焼却開始後、それまでよりも高

い数値が計測され、30日の夕方、焼却が終わった後には元に戻っています。各地でこのような現象がおこっており、これは試験焼却の影響があるかと思われます。

このように震災廃棄物の受け入れについては、大阪市外にも影響があり、このまま来年2月から予定されている1日当りの処理量が試験焼却の倍になる本格焼却をすることには不安要素が多すぎます。大阪市外住民に対しても丁寧な説明が必要です。また、既に開催された説明会でも、大阪市は市側の一方的な説明を繰り返しているだけで、市民の疑問点にきちんとした回答をしていません。

以上のことから、西宮市として、大阪市に対して、関西に在住する全ての住民を対象にした説明会を本格焼却開始日の決定前に開催するよう要請してください。合わせて、その説明会では住民が十分に納得するまで丁寧な説明をすることを要請してください。

#### (陳情事項)

大阪市での震災廃棄物受け入れに関して、大阪市主催で、関西の住民を対象とした説明会を十分に告知した上で、本格焼却開始日を決定する前に開催し、その説明会においては住民が十分に納得するまで丁寧な説明をすることを大阪市の要請してください。

別紙1

[ホーム](#) > [環境・リサイクル](#) > [廃棄物・リサイクル](#) > [災害廃棄物\(がれき\)処理への支援について](#) > [積替施設での測定結果](#)

[はじめての方へ](#) [サイトマップ](#)

### 積替施設での測定結果

#### 測定結果

##### 積替施設における敷地境界・事業所内の空間放射線量

NaIシンチレーションサーベイメータを用いて、作業場内1箇所、敷地境界4箇所、受入前1日1回(5日間)、受入中1回測定を行いました。受入中に測定した測定値と受入前に測定した平均値(バックグラウンド)の差が、基準(0.19マイクロシーベルト/時未満)を満たしていることを確認しました。

(単位: マイクロシーベルト/時間)

測定地点	受入前の平均値 (最小値-最大値) 【バックグラウンド】 (a)	受入中 (b)	バックグラウンド との差 (b)-(a)	基準
事業場内	0.05 (0.05-0.05)	0.05	0.00	バックグラウンドとの差が0.19未満
敷地境界(東側)	0.11 (0.10-0.12)	0.10	-0.01	
敷地境界(西側)	0.12 (0.11-0.12)	0.11	-0.01	
敷地境界(南側)	0.11 (0.11-0.12)	0.11	0.00	
敷地境界(北側)	0.11 (0.11-0.12)	0.11	0.00	

※測定日: 受入前 平成24年11月15日、16日、19日、20日、21日  
受入中 平成24年11月24日

##### 積替施設におけるアスベストの測定

作業場内1箇所、敷地境界4箇所、受入前1回、受入中1回測定を行いました。測定結果が、基準(10本/L以下)を満たしていることを確認しました。

(単位: 本/Lリットル)

測定地点	総繊維数(受入前)	総繊維数(受入中)	基準
事業場内	0.45	1.8	10以下
敷地境界(東側)	0.11	0.056	
敷地境界(西側)	0.22	0.056	
敷地境界(南側)	0.11	0.11	
敷地境界(北側)	0.17	0.11	

※総繊維数とは、長さ5マイクロメートル以上、幅3マイクロメートル未満で、かつ、長さとの比が3対1以上の繊維状物質を計数したもので、アスベスト以外の繊維も含まれています。

※試料採取日: 受入前 平成24年11月16日  
受入中 平成24年11月24日

このページの作成所属  
環境農林水産部 循環型社会推進室資源循環課 広域処理対策グループ

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

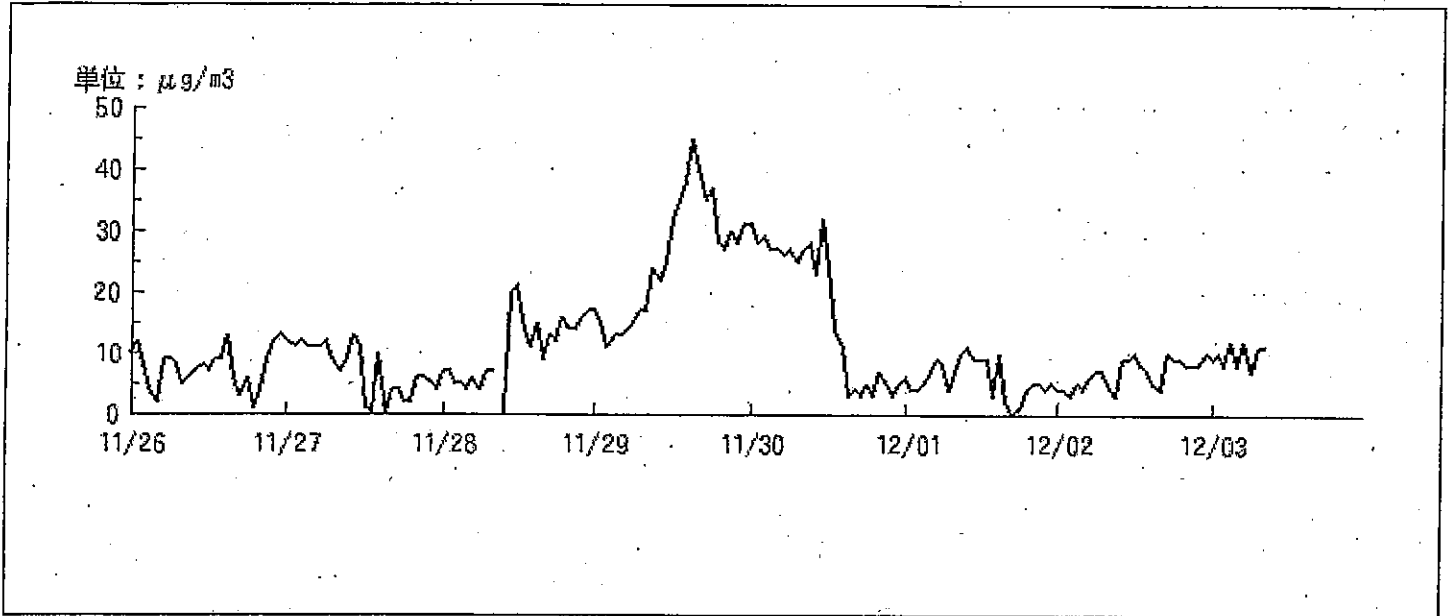
# 過去7日間の時系列グラフ

測定局名称 | 打出 (測定局コード: 28206510)

別紙2

表示項目 | 微小粒子状物質

表示期間 |  当日(2012年12月03日)  過去7日間(2012年11月26日~2012年12月03日)



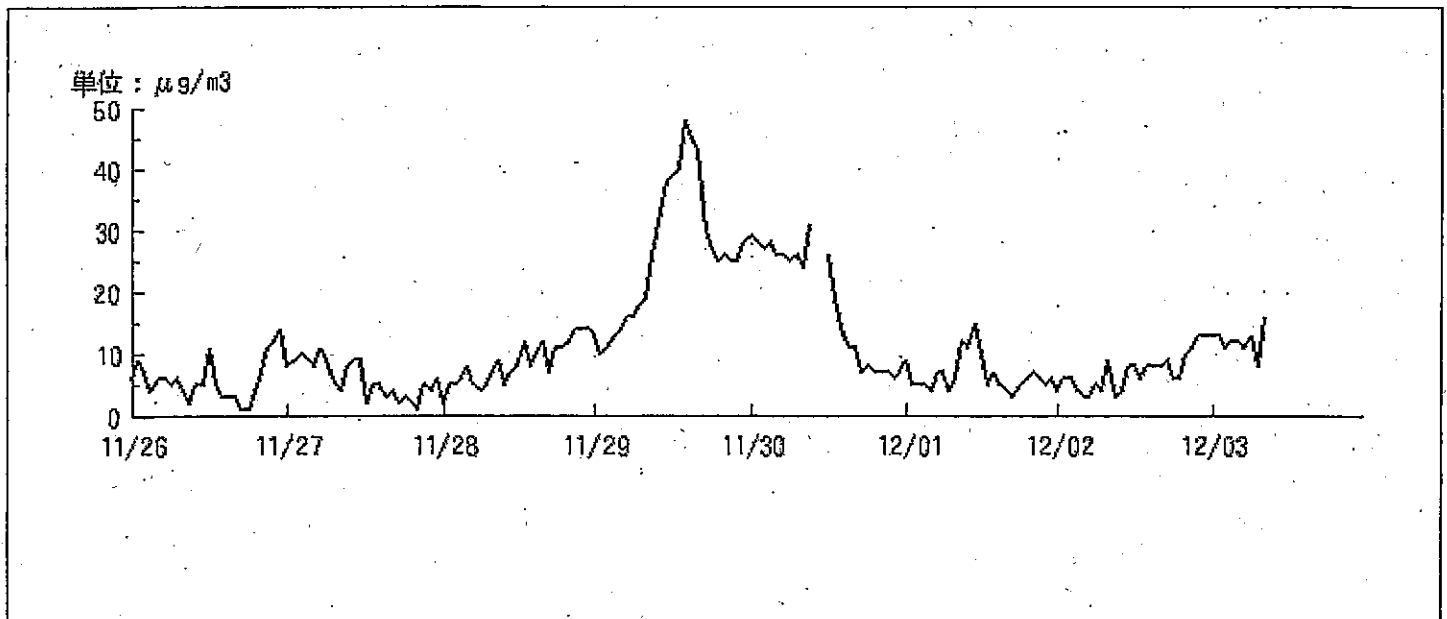
・大気汚染に係る環境基準

# 過去7日間の時系列グラフ

測定局名称 | 灘浜 (測定局コード: 28102040)

表示項目 | 微小粒子状物質

表示期間 |  当日(2012年12月03日)  過去7日間(2012年11月26日~2012年12月03日)



・大気汚染に係る環境基準

閉じる